

# 覚 書

名古屋大学(以下「甲」という)と〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社(以下「乙」という)とは、「〇〇〇〇〇〇効果確認用フィールドテスト」(以下「本試験」という)を二者協力して行うに当たり次のとおり覚書を締結する。

(本覚書の目的)

第 1 条 本覚書は、甲及び乙が共同して行う「本試験」の詳細を明確にする事を目的とする。

(「本試験」の内容)

第 2 条 「本試験」の内容は、別途甲及び乙間で協議の上決定される性能評価試験計画書に基づき乙が製作したフィールドテストに供される乙の製品等(以下「本試験用製品等」という)を甲の〇〇学部〇〇棟〇〇室に乙が設置し、機器等設置後の〇〇質評価及び〇〇性能評価を行ない、〇〇の性能、実用性を確認する事を内容とする。

(業務分担)

第 3 条 「本試験」の業務分担は、原則として以下の通りとする。

- (1) 乙は、「本試験用製品等」を甲に無償貸与する。
- (2) 甲は、「本試験用製品等」を甲の大学内〇〇室に設置し、設置後の必要とされる性能等の評価及び確認をする。
- (3) 乙は、「本試験用製品等」設置後の計測及び測定等を行ない、それに対する分析及び検証をする。

(「本試験」の期間)

第 4 条 「本試験」の期間は、本覚書調印の日より、平成 年 月 日迄とする。  
但し、甲及び乙協議の上、この期間を延長もしくは短縮する事ができる。

(費用分担)

第 5 条 「本試験」に要する費用は、原則として乙が負担する。

(フィールドテスト検証対象物の取扱い)

第 6 条 乙は、期間終了後は、フィールドテスト検証対象物を撤去しフィールドテスト検証試験開始前の状態に復旧するものとする。但し、甲に無償で譲渡するとの乙の申し出があり、甲がこれに応ずる場合はこの限りでない。

(情報、資料の交換)

第 7 条 甲及び乙は、「本試験」の実施に必要な甲及び乙それぞれが保有する技術情報及び資料をその都度相手方に開示提供する。但し、第三者との契約により開示を制約されているものはこの限りでない。

- (1) 甲は、乙に対し、「本試験」の進捗状況を随時報告するものとする。
- (2) 甲及び乙は、相手方から開示提供された情報及び資料を「本試験」の目的以外に使用しないものとする。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、前条で相手方から開示を受けた「現有情報」及び「成果情報」の秘密を保持し、第三者に漏洩・開示してはならない。

但し、以下の情報はこの限りでない。

- (1) 開示を受けた時点で公知公用であるか、開示を受けた後に受領当事者の過失によらずして公知公用となったもの。
- (2) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手したもの。
- (3) 「本試験」開始前から所有しており、これを証明出来るもの。
- (4) 相手方の事前同意を得て開示する情報。

甲及び乙が「本試験」の成果を外部に公表しようとする時は、その内容、時期及び方法等について相手方の事前の文書による同意を得るものとする。

甲及び乙は、「本試験」の実施に関連して知り得た相手方の業務上及び技術上の機密事項を「本試験」の終了後といえども他に漏洩してはならない。

(損害賠償)

第9条 乙がフィールドテスト検証対象物の瑕疵並びに設置又は撤去により、甲の施設、設備に被害を与えたときには、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(有効期限)

第10条 本覚書は締結日から2ヶ年間有効とする。

(但し、前段の規定にかかわらず、第8条の規定は本覚書終了後、3年間有効に存続する。)

(協議)

第11条 覚書に定めのない事項又は本覚書の条項に疑義が生じた時は、甲及び乙共に誠意を持って協議し、これを解決する。

上記覚書締結の証として本書2通を作成し、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 名古屋市千種区不老町  
名古屋大学契約担当役  
財務担当理事 ○○○○

印

乙 名古屋市○○区○○町  
○○○○株式会社  
○○技術部長 ○○○○

印